

平成31年 1月25日

第 120 回 遠野市農業委員会総会議事録

第120回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成31年1月11日
告示番号 遠野市農業委員会告示第1号
会議年月日 平成31年1月25日
会議の場所 遠野市役所とびあ庁舎 大会議室
出席委員 1番 菊池靖、2番 白金英子、3番 多田登、4番 古屋敷徳夫、
5番 佐々木誠一、6番 佐々木恵美子、7番 新田佐悦、9番 綱木秀治、
10番 多田靖志、11番 佐々木義弘、12番 鈴木重徳、13番 鬼原壽一、
14番 田中ナオ子、15番 菊池清重、16番 小向幸子、17番 奥寺晴夫、
18番 奥友康悦、19番 千葉勝義
欠席委員 8番 河内克倫

会議に出席した職員 事務局長 佐々木 徹
次長兼農業振興係長 菊池 今英
副主幹兼農地係長 千葉 芳治

本日の案件 第120回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
報告第1号 農地法第3条の3第1項に係る専決処分の報告について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第3号 遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条
による届出について
議案第57号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申
請に対する可否決定について
議案第58号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に
対する可否決定について
議案第59号 農用地利用集積計画の決定について
議案第60号 農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定につい
て
議案第61号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見
決定について
議案第62号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

開会時刻 午前9時30分

| | | |
|---|---|--|
| 議 | 長 | <p>それでは、ただいまから総会を進めてまいります。開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を16番、小向幸子委員にお願いします。</p> <p>〔「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略〕</p> |
| 議 | 長 | <p>【会議成立宣言】 本日の出席委員は18名であります。定足数に達しましたので、第120回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。8番、河内克倫委員からは欠席の届出があり、これを了承したので報告します。</p> |
| 議 | 長 | <p>【会長報告】 続いて、会長として出席いたしました会議等の内容について報告いたします。報告書をご覧くださいと思います。記載のとおりでございます。 1月18日、遠野地域農業機械銀行設立40周年記念式典において、12番、鈴木委員が功労者表彰受賞されております。 以上、記載のとおりでございます。</p> |
| 議 | 長 | <p>【事務事業経過報告】 続いて、今月の農業委員会事務事業の経過について事務局長に説明をいたさせます。</p> |
| 事 | 務 | <p>事務事業経過報告をいたします。 1月10日、農地法等申請締切日でございます。 1月16日、農地転用等現地確認調査を実施しました。 本日、総会を開催します。この後、第5回遠野市農業委員会農地利用最適化推進検討会を実施いたします。 1月26日以降の主な行事予定です。 1月28日、第5回遠野市農業委員会だより編集会議を開催します。 1月29日、●●県●●町農業委員会が視察にいらっしゃいます。 2月上旬、平成31年度農業機械銀行農作業標準料金に係る検討会を開催いたします。 2月中旬、平成31年度遠野市農業労賃標準額設定に係る検討会をいたします。 2月中旬から3月下旬にかけて、平成30年度第2回遠野市地域農業マスタープラン地区検討会を市内11地区で開催します。農林課で開催するもので、農業委員会も参加いたします。 2月11日、岩手県農業会議平成30年度経営戦略セミナーが盛岡市で開催されます。 2月12日、農地法等の申請締切日です。 2月13日、14日、農業委員会会長研修会及び会議が盛岡市で開催されますし、同じ日程で、女性農業委員・推進委員活動研修会が盛岡市で開催されます。 2月18日、農地転用等現地確認調査。 2月21日、第12回運営委員会。 2月25日、総会を開催いたします。 2月26日から3月15日にかけて、遠野市議会定例会が開催されます。 以上です。</p> |
| 議 | 長 | <p>【報告事項】 次に報告第1号、農地法第3条の3第1項に係る専決処分の報告について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p> |
| 事 | 務 | <p>報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について、であります。農地法第3条の3第1項の規定による届出について、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので同条第3項の規定により報告するものであります。内容は相続による農地取得の届出の専決処分報告であります。</p> |

| | | |
|---------|---|--|
| | | <p>1 ページの番号 1 番から 4 ページの番号 22 番まで、であります。全て備考欄の方の死亡により取得者が権利を取得した届出であります。特徴的なところを言いますと、8 番ですけれども、●●町の方であります、農地の売買や貸借を希望しております、そのあっせんを受けているところであります。15 番は●●県の方ですが、田はすでに貸している状況であります。22 番は中間管理機構を通して貸している状況であります。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 | 長 | <p>ただいま事務局から報告いただきました。質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p> |
| 議 | 長 | <p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>次に報告第 2 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p> |
| 事 務 局 長 | | <p>報告第 2 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 68 条に規定により、農地又は採草放牧地の解約を合意で成立した旨下記の者より通知書が提出されたので報告するものです。件数は 2 件です。</p> <p>番号 1 番、土地を将来、これまで借りてきた方に売買を予定しておりまして今回契約を解除するものです。</p> <p>番号 2 番、貸人のお父さんが生きていたうちは借りるという約束で借りていたものでありまして、今回お父さんが亡くなられたということで解除するというものであります。解除後は貸す方を現在探している状況であります。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 | 長 | <p>ただいま事務局から報告いただきました。質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p> |
| 議 | 長 | <p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>次に報告第 3 号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第 5 条による届出について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p> |
| 事 務 局 長 | | <p>報告第 3 号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第 5 条による届出について、であります。こちらについては 1 件でありまして、畑に盛土をするものであります。作業しやすいように盛土をし、自力施工で、●●●町の残土を予定していません。以上です。</p> |
| 議 | 長 | <p>ただいま事務局から報告いただきました。質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p> |
| 議 | 長 | <p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>次に議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。自己または同居する親族若しくは配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できないことになっておりますので、審議には退席を願います。</p> |
| 議 | 長 | <p>【日程第 1】</p> <p>日程第 1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第 13 条の規定により本職から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p> |

| | |
|----------|--|
| 議 長 | <p>ご異議なしと認め、議事録署名人に 17 番、奥寺晴夫委員、18 番、奥友康悦委員、会議書記には事務局、菊池今英次長を指名いたします。</p> <p>次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からいたさせます。</p> |
| 副 主 幹 | <p>7 ページでございます。第 120 回遠野市農業委員会総会提出議案総括表でございます。</p> <p>法第 3 条、今月計 5 件、7,221 m²。 利用集積、今月計 45 件、245,016 m²。 法第 4 条、なし。 8 ページでございます。 法第 5 条、今月計 2 件、3,326 m²。 適用外、今月計 1 件、270 m²。 法第 18 条第 6 項、今月計 2 件、3,470 m²。 以上でございます。</p> |
| 議 長 | <p>【日程第 2】</p> <p>次に日程第 2、議案第 57 号、「農地法第 3 条第 1 項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p> |
| 副 主 幹 | <p>9 ページでございます。議案第 57 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について、でございます。農地法施行令第 3 条第 1 項の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものでございます。</p> <p>番号 1 番、現在の借受人が高齢により規模縮小するのに伴い、新たに別の方に貸し付けるものです。借受人は申請地の隣接地に農地があり、相手方からの要請により借り受けるものです。</p> <p>以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議よろしく申し上げます。</p> |
| 議 長 | <p>ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。</p> <p>●●地区担当委員をお願いします。</p> |
| 14 番 委 員 | <p>14 番、田中です。16 日、事務局 2 名、農業委員と推進委員 5 名で現地確認しました。</p> <p>●●町の●●●●集落の所ですけれども、前に借りている人が高齢のために返されて隣接する方が借りることになって、何ら問題ないと確認してきましたのでご審議よろしく申し上げます。</p> |
| 議 長 | <p>ご苦勞様でした。説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> |
| 9 番 委 員 | <p>9 番、綱木です。備考欄に 14,000 円／年とありますが、これは 10 a 当たりですか、それとも全体ですか。</p> |
| 副 主 幹 | <p>お答えいたします。全体で 14,000 でございます。</p> |
| 議 長 | <p>9 番、よろしいですか。</p> |
| 9 番 委 員 | <p>よろしいです。</p> |
| 議 長 | <p>その他ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p> |

| | |
|--------|--|
| 委員 | <p>質疑なしと認め質疑を終結します。お諮りいたします。議案第 57 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p> |
| 議長 | <p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 57 号は原案のとおり「可」と決しました。</p> |
| 議長 | <p>【日程第 3】</p> <p>続きまして日程第 3、議案第 58 号、「農地法第 3 条第 1 項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p> |
| 副主幹 | <p>10 ページでございます。議案第 58 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について、でございます。農地法施行令第 3 条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものでございます。</p> <p>番号 1 番、譲渡人は高齢の独り住まいであり譲受人は今までも当申請地を借りて自家用野菜を栽培しており、譲渡人からの要請により譲り受けるものです。売買価格は記載のとおりとなっております。</p> <p>番号 2 番、譲受人は当申請地を通らないと自分の所有地に行けないことから今まで当申請地の縁辺部を通らせてもらっていたとのことで、今回相手方に要請し譲り受けるものです。譲渡人は譲受人の要請により譲渡すものです。売買価格は記載のとおりとなっております。</p> <p>番号 3 番、親子間による生前一括贈与です。</p> <p>番号 4 番、譲渡人は当申請地を管理するのが大変だということから贈与により親戚に譲り渡すものです。譲受人は市外に居住しておりますが、両親が当申請地の近くに居住しており両親も高齢であるため、現在も休日等に実家に来て農作業従事しているとのことでございます。</p> <p>以上 4 件、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願ひします。</p> |
| 議長 | <p>ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。</p> <p>●●地区担当委員お願いします。</p> |
| 18 番委員 | <p>奥友です。16 日午後、事務局 2 名、地元委員 4 名で現地調査を行いました。当該地は前から譲受人が耕作管理しておりまして、特に今回売買に関しての問題はないと判断してございます。以上です。</p> |
| 議長 | <p>ご苦勞様でした。●●地区担当委員お願いします。</p> |
| 6 番委員 | <p>6 番、佐々木です。16 日、事務局と担当委員で現地を確認してきました。譲渡人は、所有地ですが自宅から離れた場所にあります。譲受人の管理している場所と当申請地は隣接しているということです。状況的には、譲渡人は現在作付けしているわけではなく管理、整地されている状況でございました。先ほどの事務局の説明のとおり売買に関しては何ら問題ないと判断しました。よろしくお願ひいたします。</p> |
| 議長 | <p>ご苦勞様でした。続きまして、●●地区担当委員お願いします。</p> |
| 3 番委員 | <p>3 番、多田です。16 日、農業委員、推進委員、事務局の計 5 人で現地を確認してまいりました。譲受人、譲渡人は親戚ということでしたが兄弟でございます。申請土地は譲渡人から見ると少し離れている場所でございます。譲受人は●●にいますが、父親は●●町内で農業をやっているまして、休みの日には来て農業をやっている状況でございます。申請については問題ないと判断してきました。よろしくお願ひします。</p> |

| | | |
|-------|---|---|
| 議 | 長 | <p>ご苦勞様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p> |
| 議 | 長 | <p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 58 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p> |
| 議 | 長 | <p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 58 号は原案のとおり「可」と決しました。</p> |
| 議 | 長 | <p>【日程第 4】</p> <p>続きまして日程第 4、議案第 59 号、「農地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p> |
| 事務局次長 | | <p>11 ページでございます。議案第 59 号、農地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。遠野市長より遠野市農用地利用集積計画の提出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき議決を求めるものでございます。本議案に係る申請は 45 件、新規が 24 件、更新が 21 件でございます。</p> <p>番号 1 番、新規で、契約期間 5 年の賃貸借権設定でございます。</p> <p>番号 2 番から 4 番、更新でございます。</p> <p>12 ページでございます。</p> <p>番号 5 番、新規で、契約期間 5 年の賃貸借権設定でございます。</p> <p>番号 6 番から 11 番、更新でございます。</p> <p>13 ページでございます。</p> <p>番号 12 番、新規で、契約期間 10 年の賃貸借権設定でございます。</p> <p>番号 13 番から 15 番、更新でございます。</p> <p>番号 16 番、新規で、契約期間 5 年の賃貸借権設定でございます。</p> <p>番号 17 番、更新でございます。</p> <p>14 ページでございます。</p> <p>番号 18 番、新規で、契約期間 5 年の賃貸借権設定でございます。</p> <p>番号 19 番、更新でございます。</p> <p>番号 20 番、新規で、契約期間 5 年の賃貸借権設定でございます。</p> <p>番号 21 番、22 番、更新でございます。</p> <p>番号 23 番、新規で、契約期間 10 年の使用貸借権設定でございます。</p> <p>15 ページでございます。</p> <p>番号 24 番、新規で、契約期間 10 年の賃貸借権設定でございます。</p> <p>番号 25 番、新規で、契約期間 10 年の使用貸借権設定でございます。</p> <p>番号 26 番、新規で、契約期間 10 年の使用貸借権設定でございます。</p> <p>番号 27 番、新規で、契約期間 10 年の使用貸借権設定でございます。</p> <p>番号 28 番、新規で、契約期間 10 年の使用貸借権設定でございます。</p> <p>番号 29 番、30 番、更新でございます。</p> <p>16 ページでございます。</p> <p>番号 31 番、新規で、契約期間 10 年の使用貸借権設定、中間管理権の設定でございます。次の議案第 60 号、配分計画 3 番と関連してございます。</p> <p>番号 32 番、新規で、契約期間 10 年の賃貸借権設定でございます。</p> <p>番号 33 番、34 番、更新でございます。</p> <p>番号 35 番、新規で、契約期間 10 年の賃貸借権設定、中間管理権の設定でございます。次の議案第 60 号、配分計画 2 番と関連してございます。</p> <p>番号 36 番、新規で、契約期間 10 年の使用貸借権設定、中間管理権の設定でございます。次の議案第 60 号、配分計画 1 番と関連してございます。</p> <p>17 ページでございます。</p> |

| | |
|---|--|
| | <p>番号 37 番、更新でございます。</p> <p>番号 38 番、新規で、契約期間 10 年の賃貸借権設定、中間管理権の設定でございます。次の議案第 60 号、配分計画 2 番と関連してございます。</p> <p>番号 39 番、新規で、契約期間 10 年の使用貸借権設定、中間管理権の設定でございます。次の議案第 60 号、配分計画 1 番と関連してございます。</p> <p>番号 40 番、新規で、契約期間 10 年の賃貸借権設定でございます。</p> <p>番号 41 番、新規で、契約期間 10 年の使用貸借権設定、中間管理権の設定でございます。次の議案第 60 号、配分計画 1 番と関連してございます。</p> <p>番号 42 番、新規で、契約期間 10 年の賃貸借権設定、中間管理権の設定でございます。次の議案第 60 号、配分計画 2 番と関連してございます。</p> <p>18 ページでございます。</p> <p>番号 43 番、新規で、契約期間 10 年の賃貸借権設定、中間管理権の設定でございます。次の議案第 60 号、配分計画 2 番と関連してございます。</p> <p>番号 44 番、新規で、契約期間 10 年の使用貸借権設定、中間管理権の設定でございます。次の議案第 60 号、配分計画 1 番と関連してございます。</p> <p>番号 45 番、新規で、契約期間 5 年の使用貸借権設定でございます。</p> <p>申請の詳細につきましては議案書に記載のとおりでございます。また、以上の計画内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること、の各要件を満たしております。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。</p> |
| 議 | <p>長 暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p> |
| 議 | <p>長 会議を再開いたします。これより質疑に入ります。番号 20 番について質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p> |
| 議 | <p>長 暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p> |
| 議 | <p>長 会議を再開いたします。番号 20 番を除く 44 件について質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p> |
| 議 | <p>長 質疑なしと認め質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p> |
| 議 | <p>長 会議を再開いたします。お諮りいたします。議案第 59 号は原案のとおり「可」とすることに異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p> |
| 議 | <p>長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 59 号は原案のとおり「可」と決しました。暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p> |

| | | |
|-------|---|--|
| 議 | 長 | 会議を再開いたします。 |
| 議 | 長 | <p>【日程第5】</p> <p>続いて日程第5、議案第60号、「農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p> |
| 事務局次長 | | <p>19ページでございます。議案第60号、農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について、ご説明いたします。遠野市長より農用地利用配分計画案に係る協議がありましたので意見を求めるものでございます。本議案に係る申請は利用権設定が4件、●●町に係るものが2件、●●町に係るものが2件でございます。</p> <p>番号1番、権利の設定を受ける者を、現に権利の設定を受けている者から議案書記載のとおり変更するもので、賃貸借権設定、契約期間10年でございます。</p> <p>番号2番、使用貸借権設定、契約期間10年でございます。</p> <p>番号3番、賃貸借権設定、契約期間10年でございます。</p> <p>番号4番、使用貸借権設定、契約期間10年でございます。</p> <p>申請の内容につきましては議案書に記載のとおりでございます。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。</p> |
| 議 | 長 | <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p> |
| 議 | 長 | <p>会議を再開いたします。これより質疑に入ります。番号1番について質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> |
| 議 | 長 | <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p> |
| 議 | 長 | <p>会議を再開いたします。番号1番を除く3件について質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> |
| 議 | 長 | <p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p> |
| 議 | 長 | <p>会議を再開いたします。お諮りいたします。議案第60号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> |
| 議 | 長 | <p>ご異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案のとおり「可」と決しました。暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p> |
| 議 | 長 | <p>【日程第6】</p> <p>会議を再開いたします。続いて日程第6、議案第61号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたせます。</p> |

| | |
|-------|--|
| 副主幹 | <p>20 ページでございます。議案第 61 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について、でございます。農地法施行令第 15 条第 1 項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものでございます。</p> <p>番号 1 番、駐車場整備を目的とするその他施設用地として転用しようとするものです。申請地は農用地、第 1 種農地、第 3 種農地に該当しない第 2 種農地と判断しました。申請者は、■■■■■■■■■■の現在の自家用車による通勤者が 159 名おりますが、隣接に 66 台分の駐車場のみで、来客用駐車場及び隣接する■■■■■■■■■■の敷地にそれぞれ空きスペースを見つけて駐車している状態で、社員の安全性とそれぞれ各会社の作業効率性を阻害しているため、現在の駐車場の隣接地に新たに不足する分の駐車場を確保する必要があるため整備しようとするもので、第 2 種農地は第 3 種農地に立地困難な場合等で代替地がない場合許可できるものでございます。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>番号 2 番、一般住宅の建築を目的とする一般個人住宅用として転用しようとするものです。申請地は都市計画法上の用途地域内の農地であり第 3 種農地と判断しました。申請者は現在子供 2 人と借家住まいをしており、生活の安定のため新たに自己住宅を建築しようとするもので、現在の借家から近く生活環境が変わらないことや交通及び生活の便が良い土地であることなどから適地としたものであり、第 3 種農地は原則許可できるものでございます。事業費につきましては融資により確保する計画であり、金融機関の融資事前審査書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>以上 2 件、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものでございます。ご審議よろしくお願いたします。</p> |
| 議長 | <p>ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に、●●地区担当委員をお願いします。</p> |
| 9 番委員 | <p>9 番、綱木です。16 日、事務局 2 名、推進委員 1 名、農業委員 1 名、計 4 名で現地を確認しました。現地は■■■■■■■■■■の■■■■■■■■■■の近くです。事務局の説明どおり何ら問題ない土地でした。以上です。</p> |
| 議長 | <p>続きまして、●●地区担当委員をお願いします。</p> |
| 2 番委員 | <p>2 番、白金です。1 月 16 日、農業委員 2 名と最適化推進委員 2 名、事務局 2 名、合計 6 名で現地確認をいたしました。場所は■■■■■■■■■■の隣で事務局の説明どおり問題ないことを確認いたしました。よろしくお願いたします。</p> |
| 議長 | <p>はい、ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p> |
| 議長 | <p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 61 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p> |
| 議長 | <p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 61 号は原案のとおり「可」と決しました。</p> |
| 議長 | <p>【日程第 7】</p> <p>続きまして日程第 7、議案第 62 号、「農地法の適用外証明願に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p> |

| | |
|--------|---|
| 副主幹 | <p>21 ページでございます。議案第 62 号、農地法の適用外証明願に対する可否決定について、でございます。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されたので、可否の決定を求めるものでございます。</p> <p>番号 1 番、亡母が平成 2 年に車庫および物置を建築し現在に至ってしまったものです。相続で取得し土地の整理をしようと調査したところ判明したとのことであり、当時亡母が農地法の手続きが必要なことを認識していなかったと思われるものでございます。</p> <p>以上、ご審議よろしくお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当委員をお願いします。</p> |
| 12 番委員 | <p>12 番、鈴木です。16 日に農業委員 2 名、推進委員 2 名、事務局 2 名で確認してまいりました。場所は●●町で、■■■■■■■■■■から●●の方へ 150m くらい行ったところでございます。住宅密集地の中にありまして、自宅の物置となっていることを確認してまいりました。以上です。</p> |
| 議長 | <p>ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p> |
| 議長 | <p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 62 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p> |
| 議長 | <p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 62 号は原案のとおり「可」と決しました。</p> |
| 議長 | <p>【その他】 その他に入ります。その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。</p> |
| 15 番委員 | <p>15 番、菊池です。●●の●●●地区で基盤整備を申請してしまして、5 年か 6 年後になるのですけれども、その中に 10 年の中間管理機構で借りている方がいるのですが、新規で、その借りた面積は分かるのですけれども基盤整備後に多分面積が変わると思うのでその時の手続きが何も必要ないものなのか、またこういう場に出るものなのかということを知りたいです。</p> |
| 事務局長 | <p>それは事務的な話なのでここで私は答えられないです。面積は変わりますから、ほ場整備をすれば、当然面積は変わると思います。よって、その時の手続きをどうするのかはもう少し経たないと分かりません。</p> |
| 議長 | <p>総会の議案を通して、なのか。</p> |
| 事務局長 | <p>そのタイミングとかありますから、確定した段階で換地処分になるものなのか。</p> |
| 議長 | <p>15 番、いいですか。</p> |
| 15 番委員 | <p>はい。</p> |
| 議長 | <p>その他、委員の皆さんから。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p> |

| | |
|---------|---|
| 議 長 | それでは、事務局から。 |
| 事 務 局 長 | 農家意向調査の実施をこの後検討会でお示しするのですがけれども、その前に総会のその他でお示しするのが大事なのかなと、その扱いは、検討会で皆やってもよろしいのかどうか。 |
| 議 長 | 書類はできていますか。 |
| 事 務 局 長 | 書類はできています。 |
| 議 長 | ではちょっと 10 分間休憩します。 (休憩) |
| 議 長 | それでは、9 番がまだ出席していませんけれども、休憩前に続いて会議を再開いたします。それでは、事務局説明願います。 |
| 事 務 局 長 | <p>それでは、農家意向調査の実施について。この後の検討会で協議をするわけなのですが、その前に総会でお示ししたいと思います。2 枚物の資料をご覧ください。</p> <p>農家意向調査の実施について。1、目的。農家、農地の状況を調査して、本市農業の現状と将来の見通しを把握し、地域農業マスタープラン（人・農地プラン）の見直し、今後の農業委員会活動（農地利用の最適化の推進等）に活かし、本市農業の向上に寄与する。2、実施主体。遠野市農業委員会。3、対象。市内11地区。4、実施期間。平成31年2月8日（金）～平成31年3月20日（木）。5、調査内容。(1) 農家意向調査票の記入。(2) 農家基本台帳の変更箇所（概要）の確認。(3) 農地台帳の変更箇所（概要）の確認。6、調査方法。(1) 地域推進班ごとに農業委員、農地利用最適化推進委員が協力して行う。(2) 地域推進班で、調査・確認する農家の対象や調査日程等を確認する。(3) 農家意向調査票を記入していただく。ただし、農家が記入できない場合は、聞き取りにより記入する。(4) 農家基本台帳・農地台帳（平成28年度作成）を持参し、変更箇所等を確認し、記載する。(5) 農家の農業従事、担い手等の状況を確認する。(6) 農地の管理（耕作、貸借等）の状況を確認する。(7) 現在及び今後（5年後、将来）の、農家の意向、農地の状況等を調査する。(8) 調査に当たっては、帽子、身分証を着用する。7、調査票等の配布。農家意向調査票、農家基本台帳・農地台帳については、平成31年2月4日（月）に農業委員会事務局において、地区ごとにお渡しする。</p> <p>2 枚目をご覧ください。農家意向調査票です。前の総会で様式を少し変えた方がいいのではないかとということで、変えたものです。農家意向調査票、平成 31 年 2 月のものです。</p> <p>遠野市農業委員会では、このほど本市農業の現状と今後の見通しを把握するため、農家意向調査を次のとおり実施することにしました。調査する内容は、主に農家及び農地の現状と今後（5年後、将来）についてです。回答方法については、質問項目の該当する箇所に○印、内容をご記入願います。なお、調査した内容については、地域農業マスタープラン（人・農地プラン）の見直し、今後の農業委員会活動に活かさせていただきます。ついてはご協力くださるようお願いいたします。ということです。</p> <p>最初にご記入者の内容といたしまして世帯番号、住所、氏名、集落名、電話番号を記載していただきます。</p> <p>調査する内容です。農家と農地、その他に分けました。1 番の農家です。(1) 現在、農業を行っていますか。行っている、行っていない。該当する方に○を書いてもらいます。(2) 現在、農業後継者はいますか。いる、いない。どちらかに○を書いてもらい、いる場合は名前を書いてもらいます。(3) 5年後、農業を行っていますか。将来の見通しです。行っていると思う、行っていない、わからない。それぞれに○を書いてもらいます。(4) 5年後、農業後継者はいますか。いる、いない、わからない。い</p> |

| | |
|---------|--|
| | <p>る場合は名前を書いてもらいます。2番目に農地。(1) 現在、農地を所有していますか。当たり前のようですが、所有している、所有していない。(2) 現在、農地の管理はどうなっていますか。自宅で管理している、貸している、その場合は相手の名前、借りている、その場合は相手の名前、管理していない。(3) 平成元年以降に、ほ場整備(基盤整備)した農地はありますか。ある、ない。2枚目に入ります。</p> <p>(4) 将来、ほ場整備する予定、希望はありますか。ここで5年後ではなく将来という表記をしました。5年ではほ場整備は完了しませんので将来というふうにしました。ア、整備する予定がある、例えば上郷の平倉です。そうではなくて、イ、希望として整備したい、ウ、ない。(5) 現在、農地の貸借、売買の希望はありますか。農地を貸したい、農地を借りたい、農地を売りたい、農地を買いたい、ない。希望がある方は面積等書いていただければと思います。(6) 5年後、農地を所有していますか。所有している、所有していない、わからない。(7) 5年後農地の管理はどうなっていますか。自宅で管理している、貸している、借りている、管理していない。わからないというのものもあるかもしれませんが。(8) 5年後農地の貸借、売買はどうなっていますか。農地を貸している、借りている、売っている、買っている、今と変わらない、わからない。3番のその他です。(1) 法面、畦畔の草刈りなどの労力を提供できますか。田は貸しているけれども草刈りはやるということが出来る、できない。(2) 農地中間管理機構(農地中間管理事業)をご存知ですか。知っている、知らない。(3) その他ということで、お伝えしたいことがありましたらご記入願います。といたしました。</p> <p>内容は本当に基本的なことですが、わかりやすいように、面倒臭くないようにということでこういうふうにいたしました。これにつきましては、23日の運営委員会で協議した内容を盛り込んでおります。以上です。この後、検討会で農家台帳を見て促していくわけですが、簡単に言うと農家台帳を持って、意向調査を持って農家に行きます。農業委員会で今度こういう調査をすることになったと。その時に、さっきと説明の順序は違いますが、農家台帳で、世帯の状況は変わらないですか、農地の状況は変わりませんか、農業やっている人は変わりませんか、そういう感じで農家台帳の内容を確認して次に意向調査を確認すればいいのかなというイメージです。説明は以上です。</p> |
| 議 長 | 時間もありございませんけれども、質疑等ございますか。 |
| 7 番 委 員 | 農家台帳の調査は、今の話だと、運営委員会で案を出して決めたものなのか、それとも県の農業会議の方からやれと言われたものなのか、その辺はどういうふうにして決めたものですか。 |
| 事 務 局 長 | 農家台帳は県から調査しろということはないです。前は選挙人名簿の関係もありまして農業従事日数を確認するために農家台帳の確認をしましたけれども、それについては県の方から求められていません。ただし、農家の状況、農地の状況を確認することについては例えば農業委員会活動の項目の中に農地台帳の整備もありまして、農業委員さんの仕事の中には入っています。今回新制度になって農業委員さん、推進委員さんが新しくなりましたので、農家の状況を確認したらいいのではないかということで農家台帳、農地台帳を持ちながら調査すればより分かりやすいのかなということで、こういう案を出しました。 |
| 7 番 委 員 | 農家台帳と農地台帳を持って歩くと。それは前に私共が調査した台帳を持って歩くわけですね。 |
| 事 務 局 長 | そうですね。そういう形がいいのかと思っておりました。ただし、農業委員会で保管しているのは平成28年度に出しているものでちょっと古いのですよ。それについては2年しか経っていないということで、大きな動きはないということで、持って行って違ったところにチェックをしていけば農家の状況を把握するのにより良いのかなと思ってそう提出しました。 |

| | |
|----------|--|
| 7 番 委 員 | 私共が前に農家台帳調査をしました。調査費として一人当たり 15,500 円でした。そういう金額を提示してやりなさいということでした。今回は金額の提示もなしということですか。 |
| 事 務 局 長 | 調査費として報酬の他にもあったのですか。 |
| 7 番 委 員 | そうです。 |
| 事 務 局 長 | ちょっとそこは教えてもらいたいです。 |
| 6 番 委 員 | 農業委員という形ではなくて調査員っていう、名簿の提出のときの身分証も違っていたんですよ。それで費用を補正か何かでいただいたのかもしれないです。やっぱり件数があるようですから、農業委員の報酬の中でっていうのは非常に厳しいのではないかとということで、そういう形で報酬を頂いたことが確かにありました。 |
| 事 務 局 長 | それで金額が 1 人●●,●●●円。 |
| 6 番 委 員 | 1 回の調査だけです。●●,●●●円。 |
| 7 番 委 員 | 私は思うのですが、予算的に、市長部局に提案して議会にかけて承認したほうがいいのではないかと。そういうことじゃないのかなと思うのですが。何十万ってものだから、農業委員会ですらそういう予算がつけばいいですができないですよ。 |
| 事 務 局 長 | その話は確認しなければなりません。報酬については、公表はしていませんが、運営委員会で何回か協議してきました。農業委員さんの報酬はまず基本報酬があります。それプラス上乗せ報酬が出せるように新制度からなりました。その上乗せ報酬は活動実績と成果実績に応じて出すのですが、成果実績は計算が面倒なので今回は活動実績で見ようと思っていました。一般財源 250 万くらい多くなったところを引いた残りを上乗せで出すとすると農業委員さん 1 人当たりが●●,●●●円、そういう報酬は一応予定しておりました。3 月議会で補正が取れば、ですけども。そういうことをお示ししたいと思っておりました。よって、内容は 2 月の運営委員会でやって 2 月の総会に出すのがいいかなという、そういう思いでやっています。今回は無報酬でやる案と、改めて費用捻出が必要だとなればそこは確認しなければなりません。 |
| 7 番 委 員 | すみません。 |
| 議 長 | すみません、いったん切ります。 |
| 18 番 委 員 | 次が控えているから。外で、次の人たち待っているから。 |
| 議 長 | 同じ内容がこの後、検討会で出ますので。その中で。それからもう 1 つ、市外の方はどうするかということだけは説明してください。 |
| 事 務 局 長 | 事務局でします。報告します。 |
| 議 長 | それでは、いったん締めてよろしいですか。 |
| 委員・事務局 | [「はい」と呼ぶ者あり] |
| 議 長 | 【閉会】 以上をもって、第 120 回遠野市農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。 |

午前 11 時閉会

署 名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

平成31年 月 日

遠 野 市 農 業 委 員 17番 _____

同 18番 _____

遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____